

令和7年 5月26日

令和7年 5月26日

令和7年第2回
南部町議会臨時会

会 議 録

南部町告示第79号

令和7年第2回南部町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年5月19日

南部町長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和7年5月26日

2. 場 所 南部町議会議場

3. 付議案件

報告第1号 令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書について

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第31号 統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結について

○開会日に応招した議員

秋 田 佐紀子君

井 原 啓 明君

塔 田 光 雄君

加 藤 学君

荊 尾 芳 之君

滝 山 克 己君

米 澤 睦 雄君

長 束 博 信君

白 川 立 真君

三 鴨 義 文君

仲 田 司 朗君

板 井 隆君

真 壁 容 子君

景 山 浩君

○応招しなかった議員

な し

令和7年 第2回(臨時)南部町議会会議録(第1日)

令和7年5月26日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和7年5月26日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第31号 統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結について
- 日程第8 発議案第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議事日程の宣告
- 日程第4 報告第1号 令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて(南部町税条例の一部改正について)
- 日程第6 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて(南部町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第7 議案第31号 統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結について
- 日程第8 発議案第3号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

出席議員（14名）

1番 秋田 佐紀子君	2番 井原 啓明君
3番 埴田 光雄君	4番 加藤 学君
5番 荊尾 芳之君	6番 滝山 克己君
7番 米澤 睦雄君	8番 長束 博信君
9番 白川 立真君	10番 三鴨 義文君
11番 仲田 司朗君	12番 板井 隆君
13番 真壁 容子君	14番 景山 浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ----- 田子 勝利君 書記 ----- 赤井 沙樹君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ----- 陶山 清孝君	副町長 ----- 宮永 二郎君
総務課長 ----- 田村 誠君	総務課課長補佐 ----- 石谷 麻衣子君
税務課長 ----- 三輪 祐子君	子育て支援課長 ----- 芝田 卓巳君
福祉事務所長 ----- 前田 かおり君	建設課長 ----- 岩田 政幸君

午前10時00分開会

○議長（景山 浩君） これより会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和7年第2回南部町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

9番、白川立真君、10番、三嶋義文君。

日程第2 会期の決定

○議長（景山 浩君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、1日間と決定いたしました。

日程第3 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第3、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第4 報告第1号

○議長（景山 浩君） 日程第4、報告第1号、令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

町長から報告を求めます。

総務課長、田村誠君。

○総務課長（田村 誠君） 総務課長です。私のほうからは、報告第1号でございます。資料の準備をよろしくお願いいたします。報告第1号、令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書について。

地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書を議会に報告いたします。

次のページに入ります。一覧表を御覧ください。なお、この件につきましては、3月の定例議会におきまして、繰越明許費の設定の議決をいただいているものでございます。

内容についてですけれども、一般会計繰越明許費繰越計算書、一覧表のとおりでございます。一般会計について11事業、5億502万7,785円でございます。以上、報告といたします。

○議長（景山 浩君） 以上で報告第1号、令和6年度南部町繰越明許費繰越計算書について

を終わります。

日程第5 議案第29号

○議長（景山 浩君） 日程第5、議案第29号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。議案書のほう、お開きください。議案書1ページでございます。議案書1ページは、議案第29号、専決処分の承認を求めることについて（南部町税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告させていただき、承認を求めますのでございます。

2ページが専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定によりまして、南部町税条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。令和7年3月31日付でございます。

改正条例につきましては、次の3ページから4ページ目になります。令和7年度税制改正に基づく地方税法等の一部改正に伴い、南部町税条例の一部を改正するものでございます。

改正概要につきましては、軽自動車税の中の原動機付自転車の車両区分の見直し、それから身体障がい者の減免申請を行っていただく際の提示書類の追加及び固定資産税に関する改正、その他所要の改正を行うものでございます。

この条例の施行日は、令和7年4月1日からとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） これで討論は終わります。

これより、議案第29号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第29号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第30号

○議長（景山 浩君） 日程第6、議案第30号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長です。それでは、続いて議案書の5ページをお願いいたします。議案第30号、専決処分の承認を求めることについて（南部町国民健康保険税条例の一部改正について）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

次、6ページ目が専決処分書でございます。地方自治法第179条第1項の規定により、南部町国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、次のとおり専決処分をする。令和7年3月31日付でございます。

令和7年度税制改正によりまして、軽減判定所得の見直しと課税限度額の引上げが行われたことに伴いまして、南部町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正条例は7ページになります。改正概要につきましては、医療分の基礎課税及び後期高齢者支援金等課税分の限度額見直し並びに減額措置に係る軽減判定所得の基準の見直しを行うものでございます。

この条例の施行日は令和7年4月1日からとし、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとしております。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありますか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に質問します。資料番号2の国民健康保険税条例の一部を改正する条例の資料が全員協議会に出されて、担当課からもお話を聞いてきたところです。特

に2番目の課税限度額の引上げについて、これがほぼ毎年のように課税限度額の引上げが行われて、今回は医療、後期、2つだけですけれども、これで約3万円で、最高限度額が106万から109万円になってくると。次の2番目の見てもらったら分かるように、これを受けている、いわゆる限度額の対象になっているのが10世帯だと。世帯数は変わらないということなんですけれども、極端に言ったら10世帯が引き上がるわけですよ、金額が。全員協議会でお聞きしたところ、この10世帯のうちの課税標準で低い所得の方が5人家族で600万。ここが100万を超える国保税ってかなりしんどいわけですよ。町長はこれどう思われますか。中間の方にはいいというんですけれども、この高い国保税について課税限度額をこういうふうに引き上げていく国の動きに対して、私はやはり地方の現状、町民の現状を考えながら抜本的な改正案等を持っていかなければいけないのではないかと思うんですけれども、町長はどんなふうにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。毎年この国保税のこの時期になりますと、この議論が出てまいりますけれども、国保税のやはり持っている性質上、この問題は避けることができない問題だろうと思っております。かといって、今現在でも他の保険機構よりも多い国の負担をこれ以上上げることはやはり均衡を害するという意見もございます。いろいろな状況、お一人お一人の所得の水準はあると思っておりますけれども、今回も水準額が上がったことに対しては一定の評価が必要だろうと、このように思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） こういうことをいつも専決でやられるから、具体的にどういう背景があってこの限度額の引上げは行われてるかっていうようなこと十分論議できないんですよ。

それで、町長に再度お伺いし、県の町村会、全国でも言ってほしいのは、課税限度額の引上げ全国一律にするの無理があると私は思っているんですよ。都市部ではうんと国保世帯で所得の多い方もいらっしゃると思うんですね。ここと、こんな小さい、見てもらっても分かるように軽減世帯が多いような町村とは訳が違うんですよ。そういうところで一律にされて、この方たちは比較で国保の中では所得が多いんだからいいだろうというけども、御存じのように人頭税ですよ。そういうことを考えた場合は、10世帯やからいいことだっていうことには決してならないと。彼らにとってみればこの深刻な物価高の中で、もし自営業者だったら深刻な中で国保税の引上げになるわけですよ。そういう点について、評価するという立場に立たれては困りますので、そ

うということについては市町村でのばらつきもあるので、一律にされたら困るということを使うべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。低所得者の負担金額を落として、高額所得者の金額を上げるという流れは、これは全ての保険の中で動いている事実だろうと思っています。その問題はその問題として、全てのこの社会保障の中であると思えますけれども、国保の持っている特異な性質というものについて、これについては国に対して申入れをこれまでどおり今後ともしていくつもりでおります。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。
休憩します。

午前 10 時 13 分休憩

午前 10 時 14 分再開

○議長（景山 浩君） では、再開します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 先ほどの質疑の中で2番の資料を使いましたが、南部町での課税限度額の中で最低の所得は幾らかというところで600万という数字出しましたが、そのときに「5人家族」と言ったのを「3人家族」だということに訂正をいたします。

○議長（景山 浩君） それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対をいたします。

この条例は、今回の改正は大きく2つ、いわゆる軽減措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しについてと課税限度額の2つがあります。軽減措置に係る軽減判定所得の基準の見直しというのは5割、2割の軽減で、世帯が合わせて5世帯増えてくるということは軽減世帯が増えてくるということで、これは納税者から見ても僅かですけれども歓迎すべき内容ですが、この数字で見

でもらっても分かるように南部町では軽減世帯が見直し後で900を超えて902世帯、ほとんどが、7割近くが軽減世帯にかかってくるという、こういう構成だということがよく分かる数字だというふうに思います。

その中で反対する理由は、課税限度額の引上げについてです。今回、医療分と後期分で3万円の引上げが行われます。改正による影響、このままでいけば若干の差はあるかもしれませんが、10世帯に影響が出てくるだろうと。そこでは最高で3万円の金額が上がってくるわけですよ。御存じのようにとりわけ今の物価高騰で住民の暮らしが大変苦しいと、これは国も認めていることです。

先ほどの全協の聞き取る中でも、国が課税限度額を引き上げていく根拠の一つに、ほかの保険と一緒に限度額の比率を1.5%ぐらいまで持っていきたいと。これはそういうふうな政府の話も出たのですが、住民の暮らしを見ていない在り方だというふうに思えてなりません。本来、国保税については国の負担率を上げて、納税者の税金を下げていくことが今一番求められていると思います。そのような時期に私はこの限度額を引き上げるということは反対です。

中に、ちょっと町長もお述べになっていましたけれども、中間の方々が負担が多くなるのというんですけれども、この中で考えたら誰が負担するか話になってきます。そうではなくって、抜本的な改善策で納税者の負担軽減を考えていくべきだ。特に国保は分かるように滞納者も多い税金です。そういう意味でいえば、今回の課税限度額の引上げについてはすべきではないという立場から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、板井隆君。

○議員（12番 板井 隆君） 板井です。私は、この改正案について賛成の立場で討論させていただきます。

確かに生活が苦しい、物価高騰によって、その点はよく分かりますが、今現在の医療費の増大というものはすごい負担が国にも来ている。財源も消費税等々では全く賄えない状態に対応しているというふうに思っています。国ももちろんやっていかなくちゃいけません、国民も少しでもやはりそういったものに対して公平性を保っていくということも必要だと思いますし、それ今日、条例の一部改正について7割軽減、5割軽減、2割軽減ということでそういった軽減措置も引き続き行われる。若干金額は高くはなるんですけれども、そういったことで軽減もされながら国保も守られ、そして生活が苦しい方に対してそういった措置をされているということも含め、現在の国の予算等々も含め、これは賛成すべきだというふうに思います。以上です。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第30号、専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

議案第30号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第31号

○議長（景山 浩君） 日程第7、議案第31号、統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、宮永二郎君。

○副町長（宮永 二郎君） 副町長でございます。それでは、また議案書の8ページをお願いいたします。議案第31号、統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結についてでございます。

統合保育所整備事業造成工事に関する契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び南部町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、統合保育所整備事業造成工事でございます。契約の方法は、指名競争入札によるものでございます。契約金額は、2億955万円でございます。契約の相手方は、鳥取県西伯郡南部町福成3023番地、統合保育所整備事業造成工事、TMS・タナカ特定建設工事共同企業体、代表者、水町直允でございます。以上、御審議よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 提案に対し、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長に質問します。大きく3点あります。

今回、工事価格が2億955万、造成面積が1万1,000平米です。私の質問は、場所の問題と広さの問題と今回の上程についてですが、一つは広さの問題でいえば1万1,000平米、当初3区画の田んぼ、3段あるんですけども、それを造成しとったらお金もかかるので、そのまま使いたいという説明は議会で受けてきたわけですよ、そのとき金額も定かじゃなかったんですけどもね。真ん中に建物置いて、下は遊び場でしたっけ、上には駐車場置きたいと。その考え方は、統合問題の賛否は置いていて、土地を求めていって、するときにもなるべくお金のかか

らないようにということと、埋立て等がないようにということも考慮していたのではないかと思うんですけども、こういうふうに関今説明聞いたときに、やっぱりならしていくわけですよ、1段目の駐車場置いといて。ならしたところの半分は盛土のところには建物建てていくと。ということは、盛土をしたら建設時、今、盛土のところにはくいを打っていくんだと。これは土地購入費も広さも含めて工事全体の金額上がることは目に見えていると思うんですけど。なぜそのような選択をしなければならなかったのかという点ですよ、一つは。

どこで見ましても、特に今回の18億という膨大な金額の中で占めてるのは、よそと違うのは土地の購入費、造成費なんですよ、それと外構費。ここまでして田んぼを1町歩近くも購入して新しい保育所を建てるということに、1町歩も購入しなければいけなかったのかという点について町長はどうお考えでしょうか。この広さはこれで済みません。造成が広がったということは、この駐車場するときもコンクリート打つときにお金かかってくるわけですよ。そのことが他町に比べ、他のよその保育園の在り方に比べてもこの造成費と外構費にお金がかかってくるという問題についてもう少し検討すべきではないか、今からでもという点についてどのようにお答えか。

場所の問題でいえば、私たち今、保育所のあの場所、建て方の見直しと民間移管やめてほしいという住民から声があつて、町長にも声を届けようということで声を集めています。その中で、出てくる人たちのほとんどが場所を知らなかった、これも驚いているんですよ。一体どこに建てるんですかっていうことが出てくるわけです。議会では話してる皆さんにも、町も皆さんに広く伝えてると思うんですけども、まだまだ説明不足の感は否めない。

同時に、よく知っておられる方も含めて、あの場所はやはり何らかの災害の危険があるのではないか、これは絶対大丈夫だっていうようなこと特別委員会でも言ってるんですけども、3月27日の図面を見せてもらう限り、あえて水害のある場所を選ぶよりも少し下の場所でもよかったのではないかという意見当然出てくると思うんですよ。こういう点から見ても私は、場所についても住民が納得していないし、幾ら議会を通ったといっても……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑です。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。幾ら議会通ったといっても無理があるという点についてどのようにお考えか。

3点目は、先ほど全員協議会でお聞きしたんですけども、今度また増工の予算が出てくるといことなんですけども、本来、工事についていえば、増工というのはそれまでの計画から特別な事情があった場合、そういうところでの増工であり、落札したものを契約金として議会で議決

するってそれなりに大きなことなんですよ。それを聞いてましたら、5月の20日に盛土するところの場所の許可が下りたということであれば、それを待ってなぜできなかったのかっていうのももう率直な疑問なんですよ。それについて町長はどのようにお考えですか。やはりこういうことは金額の確定もあると思うし、工事していけんかったら増工だわっていうような考え方ではなく、それも増工というのは今まで予定してなかったことができるのであって、今まで盛土ということ分かった段階で申請が下りていなかったのでできなかったというのは、これは準備不足が否めないのではないかと思うんですけども、どのようにお考えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。3点の御質問いただきました。

まず1点目、土地の面積1ヘクタールは大き過ぎるのではないかといった御質問です。私の記憶では一番当初からこの1ヘクタール、1万平米は保育所として必要だという検討をしてまいりました。これはこれまで議会に御説明しました町内の3か所の場所の選考に当たっても、やはり1ヘクタールが取れる場所の選考ということでお願いをしてきたところでございますので、決して広いものではないと思います。ただ、他町のように中学校が合併して余った学校跡地、今、当然中学校であれば1ヘクタールぐらいありますので、そういうところとコスト計算をした場合にはどうしても新たに造ると、南部町にそういう土地はありませんので、造ることになりますので、これは当然の投資だという具合に私は思っています。

2番目には、土地の場所、危険ではないかといった御質問だろうと思っております。これも3か所の選定の中でA、B、C、Aはニュータウンだったと思います。東西町のニュータウン、山の頂上部ですんで、これは水に対して安全。Bはバイパス沿いの田んぼの中、これは2メートルの擁壁を建てて上げますけれども、周りは万が一のときには水につかる。当然バイパスも水浸、つかりますので、これは本当にいいのかどうかといった御議論もあります。今でも住民の方からそういう、何でBなんだという議論もあります。Cが現在最終的に確定した場所で、ここはハザードマップ上、土砂災害、そして水災害に対しても危険性はないといった土地で、最終的にこのC点を選んだものでございますので、これは安全だというふうに考えております。

3点目は、造成のことについて発注が、盛土協議が完全に終わってからもよかったんではないかという御質問です。当然の御質問だろうと思っておりますが、これを盛土がいつ、盛土協議が終わるのか分からなかったということもありまして、準備不足と言われればそうですが、県土整備局のほうも盛土に対するこういう協議というものに対して約2か月以上の不測の時間を要してまいりました。それだけ慎重に点検をされてるんだなと思っております。造成に対して2か月間という

期間は、ちょうど今回JVの指名競争入札をやっておりますが、ジョイントベンチャーというものですけれども、これをするのに要した期間もやはり2か月かかるわけです。巻き戻して考えれば、今現在5月、6月が近づいているここで、国の、また県のこの盛土協議が終わってから準備をしたときに、これから2か月ということになりますと8月、9月の受注、発注、9月議会で御承認といったことになりますと、一番盛土工事に重要な時期を失ってしまう、天候が一番安定した時期を失ってしまうといったこともあって、場外処分であっても最終的にこの盛土が不可能だった場合には場外処分という方法を取らざるを得なくなりますので、そういう選択肢もきちんとあるといったことから発注の準備を進めたものでございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この保育所の問題を質問していつも感じますのは、肝腎の聞いてる中身のことを聞きたいの、なかなか聞けないと思ってるんですよ。町長が1ヘクタールが必要だと当初から言ってたっていうことは私も知っているんですよ。そうでしたね。今改めて聞くんですが、1ヘクタール必要だという根拠をちゃんと示さんといけんと思うんですよ。町長が言ってるからっていうのは、これは神様が言ってるから言うこと聞けと同じことやないですか。そんなこと問題にしてるんちゃうんですよ。1ヘクタール要るといふ根拠は、どういふふうにあなたが1ヘクタール要ると言ったのかと。実際やってみたら全部埋立て、全部工事するから多額な工事になるわけですよ。持ってくる場所によって費用も違うと思ったんですけども、全てそういうことを想定しとったっていうことでしょうか。Aだったら切土せんといけんで莫大なお金がかかる。Bだったら埋立てしないといけない、莫大なお金がかかる。Cも水浸、僅かにしても盛土するのでかかってくるのだということ承知の上で1ヘクタールだと言ってたわけですか。そのときはどれぐらいお金かかると思ったんですか、そしたら。ずっと私たちが聞いてたのは、7億5,000万のすみれこども園のことを基にしてしか聞いてなかったんですよ。そういうのが説明不足につながっているのではないか。これどうですか。だからちゃんとお答えください、1ヘクタール要るといふのは何を根拠にそうやってきたのか。建物がどれぐらいで、どれぐらいの駐車場が要って、どれぐらいの遊び場要るから1ヘクタール要ると言ったのかということの説明してください。

次の場所の問題、絶対大丈夫だっていうんですけれども、絶対大丈夫だというのであれば周りが水浸しになるようなところに普通は持ってきませんよ。そういう住民の不安がある。これも申し訳ないですけれども、どっかに決めないといけないので、A、B、CのCに決めたっていうんですけれども、BにしてもCにしても比較的違っていないじゃないですか、水害でいえば。そうい

うところの問題と、住民がこの場所の問題についてもよく知らないということについては、周知したといえないのではないかという点についてもどのようにお考えかという点です。

3点目の準備不足の点は否めないというんですけれども、この点ですよ。町長、どうして準備が万全にできて、臨もうとしないんですか。18億円も使っていくお金を、急いで急いでやってきて結局はまた再度、今度工事費の契約をかけんといけなくなってくるわけですよ。もう申し訳ないですけども、今、契約の議決するときからそれが分かってるということなんですよ。不自然ですよ、これは。どうお答えですか。

それと、場外処分も盛土ができなかった場合考えないといけなかったって、これも初めて聞きましたわ。そういう説明一切なかったですよ。そこでするんだということ決めたがごとの予算を通してきたわけじゃないですか。そういうことがこれになって、やってることは説明も一貫していないわけですよ。町長、準備不足ということ認めるのであれば、今回するのやめて全部できてからもう一回再度議会にかけるのどうですか。議会はそう簡単に簡単に……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑です。

○議員（13番 真壁 容子君） しないでください。そういう点についてどうお答えですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今日は契約の締結に対する議論でございますので、保育所の場所だとか、それから安全性についてはこれまでも十分な御議論をいただいていたと思っています。

1ヘクタールの根拠を今ここで示せと言われましても、これまで4年間この保育所の場所に対して、または在り方について、もちろん統合するのか、統合しないのかについても皆さんと議論した結果でございます。

最後の残土処分地の場外処分といいますのは、これは指定処分です、指定された県が管理します処分場に残土処分するといったことは、これはルール上、もう明らかになっていることです。それよりも安価でやる方法として場内、いわゆる池の中のせん孔をして盛土のチェックを県にお願いしてきたわけです。最初から場外処分をしていればこのようなことありませんけれども、やはり安価で的確な処分というのは、建築を、行政を執行する上で重要なことですので、そういうことに手間取ったといったことです。決して推奨されるようなものではありませんけれども、ぜひともこういうことも業務遂行上、できるだけ安価な方法を取りたいといった私どもの思いでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ということは、町長は、今回は造成工事の契約なので、そのことで広さとか場所の問題、今まで十分論議してきたのだと。時間は結構何年か、かかってますよね。でも、論議してきた結果はあるから進めているわけでしょう。だったらそれを説明すればいいことやないですか。どうして1ヘクタール要るのかいつでも説明できるようにしとかんといけんのではないですか。そこをお答えにならないできてるからこういうふうに何回も同じこと繰り返しちゃうんですよ。今全然答弁になっていない。契約したから契約のことだけ話せていうのは、これは議会に対しての、いろんな意見が出る中での、そういう質問するなっていうことに聞こえてくるわけですよ。それはないと思うんです。こっちが聞いているのはこの根拠となる広さの1万1,000平米の根拠を聞いているんだから、その広さについてを説明するというのは当然出ることだから、今まで論議してきた結果を言えばいいことやないですか。結果がないから言えないんじゃないですか、場所も広さも。そういう問いに対してどういうふうにお答えですか。準備不足が否めないというのであれば今からでも遅くはないので、再度契約を出し直すべきではないかという点についてどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。あえて面積の根拠ということでございますので、今日、子育て支援課も来てますので、これまでずっと申し上げて説明し続けた面積の概要について、建物の部分、園庭の部分、そして駐車場がどのぐらい必要なのかといったことに対してこれまで議論してきたと思いますので、改めて申し上げたいと思います。

それから、盛土のことについては、これは不測の時間を要してしまったことに対しては最初からの準備を、池の中に盛土を投下するんだといったことを方向づけていればこのようなことはなかったと思います。これは十分反省しなければならない要素だと思いますけれども、合理的に、そして1円でも安くといった思いでございますので、ぜひこのところは御理解いただきたいと思います。

それから、説明させないのかといった御質問がありました。私はここが一番重要なことだろうと思っております。質問は十分必要なことだろうと思っておりますけれども、本会議の席で契約の案件に対して、私が知り得る範囲の中ではこの契約の金額についての議論ということだというふうに、要諦の中にうたってあると思っております。皆さんの中のほうがよく御存じだろうと思っております。詳細な意見の議論というのは、この本会議終わった後でも十分に私も説明させていただきますし、この造成につきましては町民の皆様にも今週、そして来週説明会を開く予定でございます。ぜひこの辺りのところを御理解いただきながら本契約を御承認いただきたいと思っております。以上です。

○議長（景山 浩君） 子育て支援課長、芝田卓巳君。

○子育て支援課長（芝田 卓巳君） 子育て支援課長です。この前の統合保育所の用地の面積につきましては、これまでも子ども・子育て会議のほか、あり方検討委員会等で御意見をいろいろといただいております。その意見を参考にしながらどういった保育所を造るのか、その保育所にはどのぐらいの用地が要するのかということの中で、やはり駐車場の用地をしっかりと確保していただきたいとか、里地里山ということもありまして、広い園地で子供たちが伸び伸びと遊ぶとかという意見も出たところがございます。

具体的な面積としましては、すみれこども園をある程度参考にしたところもでございます。すみれこども園が約4,400平米で敷地、建物がございまして、園庭がプラス2,000平米ございまして、そのほかすみれこども園は駐車場部分が小学校及び町民体育館駐車場ということで兼用をされております。職員駐車場等も含めまして大体3,200平米ぐらいは敷地があるということから、合計で9,600平米ぐらいの大まかな概算ですが、そのぐらいの敷地が大体で確保してあるということから、これまで1万平米程度があれば十分に皆さんの意見に応えられるのではないということから進めたものでございます。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の契約を認めることについて反対いたします。私はやはり工事全体見直すべきだという意見です。

まず最初に、広さの問題でいえば、町長がおっしゃってる今回の契約事項だから金額が問題なのでないかと、この金額の根拠というのは工事費全体の規模とか内容に係ってくるから面積も当然係ってくるんですよ。1万1,000平米要らないんじゃないかっていうところからきてるものですから聞くのは当然だというふうに私は考えているし、そのことについて執行部、説明する側が何回も説明してきたとあっていうのは、契約をする上での、議事の中でそういう態度取るべきではないと思うと。どういう場所でも出てきたもの、問題について真摯にお答えいただくということが本来のあるべき姿勢だというふうに考えています。一つは、広さの問題でいえば、すみれこども園と同じようにやってきたというんですけど、すみれこども園が9,600平米で、隣

に町民体育館と小学校があるわけですよ。それなりに駐車場の有効な使い方っていうのもできると思うんですね。

今回、問題になっているのは、そもそも以前にあったところも使ってるわけですよ、すみれこども園は。今回丸々造成なんです。丸々造成で70台以上を止める駐車場を造る。建物もすみれこども園と同じって、すみれこども園は一時預かりしてますから面積があるわけですよ。それと同じもの造っていくというんですよ。

住民はどう言ってるかという、今後、子供が増える計画があるのか。日本全体の人口が下がってくる中で、子供が増えることも想定できない中でなぜこのようなお金をたくさん使わなければいけないのかというところが疑問にあるわけですよ。だから聞いているんですよ。どうしてこれだけ大きな工事が必要なのかって聞いているわけですよ。この広さが本当に1万平米要るのか。当然駐車場になったら舗装工事もするわけですよ。

今まで聞いてたら、子ども・子育て会議にしてもいろんな会議にしても、住民の希望あらゆるだけ聞こうと思ったっていうんですけども、その中で財政的な判断はずっとその都度しとったわけですか。そういうことも一度も聞かないで、建設費どれくらいかかるじゃなくって、言ってきたのは、民間だと補助金が出るからいいのだからいいながらそういう説明してきて、途中で町が全部建てたほうが安くなるんだって言い方してきたわけですよ。全く財政的にどれだけの規模が大事かというところでは論議していけなかったっていうのが現状ではないですか。それは町の判断としてもやっぱり欠けてくるというふうに指摘せざるを得ません。

例えば日南病院がなぜ今、計画一時見直すかという、借金がかさんできて再度病院の大きさ考えないといけないと、人口も減でっていうことあるわけですよ。倉吉にしてもそうですよ。倉吉市議会の市議員に聞けば民間保育園で、今まで民間保育園にして市からの持ち出しで負担金以外出したことないと、事言っているわけですね。本当そういうことであれば、民間になった分への運営費はどうかっていうこともすこぶる不十分な在り方で、民間にしたほうが運営費が安くなるんだといいながら建設費は18億円で、20年間で毎年1億円ずつ返していくようなことを決めてるわけですよ。その根拠となるのがこの契約じゃないですか。だから当然このようなこと指摘しながら問題点指摘して、この契約は本当にいいのかわかっていうのはごく当たり前の話です。そういう面から見たら、この広さの1万1,000平米は全部造成して、過去にないです、こういうようなやり方は。そこまでする必要があるのかという点についてやはり答えるべきだし、考え直すべきだというふうに考えます。

場所の問題は、やっぱり一番は住民が納得して合意している場所ではないというふうに私は住

民の声聴いてつくづく感じています。そもそも統合して、さくら保育園の保護者はどうしてさくらだといけないのかっていうことをこの間も言っておられました。そういうことを聞いたときに、やはりこういうような身近な保育園の問題は十分慎重に協議しながら場所等の問題を図っていくべきだと。なぜこんなに急いでやらないといけないのか、もうそこが非常な疑問です。全体の災害を考えた場合、やはりあの天萬、福里の上は危ないっていうことを聞いておるときに、わざわざそこを選ぶ必要があったのかという点もやはり考え直すべきではないかという点から見たら、場所の問題も住民が納得いってるといふふうに思えません。

それと、このやり方の問題です。不十分だとは言っておりますけれども、やはり18億円もお金使っていく中でいえば、あれもう少し慎重にやるべきだし、工事費の負担軽減を考えるといいながら、全体に大風呂敷を広げた段階で本当に財政負担の軽減言うのであれば、面積の見直し、それから建物の大きさの見直しをやっていくべきだと。ひいては全体の保育園の在り方も含めて住民の声を再度聴いて見直しを図るべきだと。そういう点から見て、今回の契約案件については賛同しかねるという立場で反対いたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番、荊尾芳之君。

○議員（5番 荊尾 芳之君） 5番、荊尾です。この議案第31号であります統合保育所の整備事業造成工事の締結について、賛成をする立場で意見を述べます。

事前にこの工事について、落札価格もありますし、それから予定価格の金額もありました。請負率が93.7%ということできちっと指名競争入札を行ってきた締結でございます。相手も南部町にある業者さんでJVを組まれたということですので、正式にこの契約について賛成すべきというふうに考えます。

今、るる保育所のことを言われましたけども、やはり私はこの土木工事をするのに、町長も言われましたけど適正なこの夏場にきちっと工事ができるようにそういう準備をして、これまでしっかり時間をかけて検討してここまで進んできたものだと思います。保護者の方も一日も早い、保育所が完成してそこに入りたいという方もたくさんおられると思います。待ってる方もたくさんおられます中でこういうふうの一つずつ契約なり、今度また建築の契約が出てくるとは思います。進めていくことは重要なことだと思います。以上の点からこの議案に賛成いたします。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号、統合保育所整備事業造成工事に関する契約の締結についてを採決いたします。

議案第31号は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第3号

○議長（景山 浩君） 日程第8、発議案第3号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者である三嶋義文君から提出理由の説明を求めます。

10番、三嶋義文君。

○議員（10番 三嶋 義文君） 10番、三嶋です。発議案について提案いたします。発議案第3号です。

発議案第3号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年5月26日 提出

提出者	南部町議会議員	三嶋義文
同	同	板井隆
同	同	仲田司朗
同	同	白川立真
同	同	長束博信
同	同	米澤睦雄
同	同	滝山克己
同	同	荊尾芳之
同	同	塔田光雄
同	同	秋田佐紀子

南部町議会議長 景山 浩 様

別紙でございます。南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の170」を「100分の172.5」に改める。

附則。この条例は、令和7年6月1日から施行する。

この発議案第3号の提出に当たりまして趣旨説明を行います。

提案理由です。今回上程する発議案につきましては、期末手当についてです。令和6年の人事院勧告に基づき、南部町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例が本年3月定例議会において可決し、期末手当が100分の170から100分の172.5に改正されています。それに準じまして本条例の一部改正を提案するものであります。これまでも人事院勧告に準じて、また近隣市町村の状況も勘案し、本条例を改正してきた経過があります。

なお、施行期日は先ほど申し上げましたとおり、令和7年6月1日としております。

よろしく御審議お願いします。以上です。

○議長（景山 浩君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回、議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を一部改正して、いわゆる議員の期末手当を100分の2.5引き上げると、こういうことを提案したいという内容の議案だというふうに理解をしました。

一番の理由は、人勧に基づいてするんだというので、近隣町村もしているの合わせておきたいということだと思うんですけども、近隣町村はさきの議会とか前の議会で決めてきているんですね。南部町が最後になってきているという点でいえば、引き上げようかという皆さんも様子を見ながらどうかなというのを考えておられたのかなと思うんですけども、その点、今回出してきた理由というのは何なんですかっていうのが一つ。

2つ目は、期末手当というのは人勧で職員等が、公務員が上がっていくということについては所得の向上を、物価高に対して所得を上げていくということは、これはもう必然的なことで、それは私は大いにやるべきだというふうに考えています。議員の基本的な報酬も高いか低いかって考えれば、生活給ではないのでなかなか議員の成り手がないっていうところに結びついていくということも分かるんですけども、議員の報酬というのは、特に期末手当等は基本給掛ける0.2

倍するわけ、1.2倍するわけですよ。20%についての100分の幾らってするから、一般の公務員に対して期末手当の率は高いんですよ。そこで今回、人勧とはいいながら国民の生活で町民の生活見よったら物価高で今、大変なんですね。私たちが議案等、町の施策や報酬を決定する場所における議員が、住民の生活困窮で何とかしてくれっていうところに対する対策をなかなかよいう提案をせずに、自分の報酬を引き上げるということに対して住民に理解が得られるだろうかっていう点が私は一番の今回皆さんと協議すべきことではないかというふうに思うんですよ。その点について賛同される方々はどんなふうに協議なされたのかということ聞きたい。

3つ目には、今回の100分の2.5上がるということは年間にして1人当たりどれぐらい、それ全体でどれぐらい上がるというふうに計算されているわけですか。

○議長（景山 浩君） 10番、三嶋義文君。

○議員（10番 三嶋 義文君） 10番、三嶋でございます。何点か御質問いただきました。おっしゃるとおり住民の方々、生活困窮っちゅうのもよく分かるところでありますけれども、先ほど申しあげました理由のとおり、この人勧というものは国家公務員はじめ地方公務員、そして特別職の職員が人勧に準じて改定されてきておりまして、上がる時もあれば社会情勢によって下がる時もあるって、きちんとしたデータの下で人勧というものは出てきておるわけですので、議員としても今までもそういうふうに人勧に準じて町の職員をはじめ、そういうものに準じて改定してきておりますので、そういうことで人勧に合わせたいというところでもあります。

それから、何でこの時期かっていうこともありましたけれども、先ほどもこれも申しあげましたけれども、近隣市町村では3月議会で可決になって改正されておりますけれども、様子を見たといいますか、そういうことで十分に住民生活の部分も考えまして今回はさせてもらって統一していきたいなというふうに思ったところでございます。

それから、最後に、影響額はどうかというような質問だったと思います。おっしゃられますとおり100分の2.5に、0.025%の改定に、引上げになるわけですがけれども、これ計算いたしますと議員1人当たりが上期、1期で7,000円のアップになります。上期と下期合わせますと、年間1万4,000円が影響額というふうに、計算になります。これ14人の議員全員での影響額総額といいますと、議長とか若干報酬違う部分もありますので、そういうことも勘案しますと年間20万5,000円という影響額になるというふうに考えております。以上です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の条例を改正するのはやめときませんかという意見です。

今後、議会の改革委員会の中で議員の報酬についてどうなのか、議員の在り方についてどうなのかということを議論していくこと自体は賛成ですし、大いに意見交換しながら地方議会が真つ当に機能できるような対応とはどういうのなのかとしていくことも賛成です。

しかし、一方では、私たちも住民の暮らしに直結するような予算を審査して決定する場所におけるわけです。私とすれば住民の物価高で大変と、今回も給付金みたいなないのかとか、公共料金が高過ぎるといってどうして応えていくかということは、一議員というのは仮に反対しても通っちゃうわけですから非常にしんどいところもあるんですね。でも、自分とすれば、こういうことを審査する前に、住民の暮らしがどうなので、今の公共料金で住民の暮らしがいいのかどうかっていうことを十分協議して、十分結論出してこうなりましたっていうようなことをしてから議員の報酬もどうしたいということと話したいなっていうのが本当率直なところです。そういう意味でいえば、このやり方では住民の合意を得るっていうのはなかなか難しいというふうに思っております。

年間20万で大したことではないのではないかっていうんですけども、とりわけ議員というのは常勤勤務ではないことを考えた場合、一般公務員が生活給として身を粉にして週何十時間働いていくこととは違うわけですよ。そういうところの議会の仕事の在り方も含めてやっていくという中での条例改正でなければ住民理解得られないのではないかと思うし、今、議会改革しようという私たちがそういうところに力を入れていくべきではないかということを思います。せっかく3月議会だよそが上げて見送ったこと一緒にしようというんですけども、この機会に本当にどういう在り方がいいかっていうことを協議しながら、こういう内容も話していくべきだったのではないかなっていう感じをしているところです。そういう意味でいえば、一番は住民理解が得られないという点から反対をいたします。

○議長（景山 浩君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、仲田司朗君。

○議員（11番 仲田 司朗君） 発議案第3号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論させていただきたいと思っております。

若干調べさせていただいたものがございますので、朗読をさせていただきたいんですが、全国町村議会議長会で議員の成り手不足問題について、その原因の一つは町村議会議員の低額な議員報酬であるというように考えられておられて、改めて町村議会議員の報酬について上げてほしいという提言書が出されております。そういうやっぱり今まで南部町議会でも2度の無投票というようなことで議員の成り手不足を認めない状況であります。そういう状況の中で、やっぱり議員報酬を少しでも上げて議員になりやすくなっていただくような土壌づくりってというのがまず一つではないかということをお私は考えております。

それと、もう一つは、先ほどもお話がありましたように、人事院勧告を基にしながら職員の賃金、給与、そして常勤特別職の報酬や賃金につきましても増額させていただいたり、あるいは減額させたりしたこともございます。私ども議員につきましても同じような格好で減額をした時期もございますが、やっぱり人事院勧告に準じた時期に一緒になって取り組んでいくべきじゃないかということをお私は考えて、私はこの条例については賛成すべきだと思ってお話させていただきました。以上でございます。

○議長（景山 浩君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第3号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（景山 浩君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

よって、令和7年第2回南部町議会臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。これもちまして令和7年第2回南部町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時04分閉会